

請願 8 第 6 号

請願書

令和8年11月17日

つくば市議会議長　様

請願者：データセンターから市民を守る会

代表 [redacted]

住所　つくば市[redacted]

電話 [redacted]

つくば市議会議員　市原　琢己

田代　優

中村　重雄

木村　修寿

塚本　洋二

高エネ研南側用地におけるデータセンター開発に関する三者による地域共生協定の締結を求める請願書

【請願趣旨】

高エネルギー加速器研究機構南側用地において、データセンター、物流施設及び防災拠点施設等からなる大規模な開発事業が進められています。周辺には住宅、学校、保育所、病院及び福祉施設等があり、地域住民からは、騒音、排熱、水利用、排水、非常用発電設備、防災及び自然環境等について、様々な懸念や疑問が寄せられています。

今後、長期間にわたり地域に影響を及ぼし得る施設であることを踏まえれば、説明会の開催に加え、住民が継続して情報を得て、意見を伝え、必要な改善を求められる仕組みが必要です。

他自治体では、住民を当事者に加えた取組が進められています。富山県南砺市では、令和8年6月24日、西太美地域づくり協議会、開発事業者 GigaStream 富山及び

南砺市の三者が、データセンター建設に関する協定を締結しました。同市の公表資料では、工事計画の事前説明、排水・騒音・排熱（気温）・電磁波の測定及び公表、生態系調査並びに定期的な協議等が協定に盛り込まれています。

また、佐賀県伊万里市は、データセンターの着工前に、事業者・地元・市の三者で環境保全等に関する協定を締結する予定を公表しています。福岡県北九州市も、地域住民・事業者・行政による協議会を設置する方針を示しています。このように、協定の締結や協議会の設置を通じて、住民が継続的に参加する仕組みを整える動きが複数の自治体に見られます。

つくば市は、本用地の利活用方針の策定、土地売却及び都市計画変更等に関与してきた経緯を踏まえ、住民の生活環境を守る立場から、事業者と地域住民との調整に責任を持って関与することが求められます。

市と事業者との協定に加え、地域住民を代表する団体が協定の当事者として参加し、情報公開、環境測定、問題発生時の改善及び協定の履行確認について、継続的に協議できる仕組みが必要です。

よって、つくば市議会において、つくば市に対し、以下の事項の実施を求めていただきたく請願します。

【請願事項】

1　三者による地域共生協定の締結

高エネルギー加速器研究機構南側用地の開発について、市が主体的に調整し、地域住民を代表する団体、グッドマンジャパン株式会社等の開発・運営に責任を負う事業者及びつくば市の三者による地域共生協定を締結すること。

既に市と事業者との二者協定が締結されている場合には、その改定又は追加協定により、住民が当事者として参加する仕組みを確保すること。また、協定締結に向けた工程及び協議の経過を公表すること。

2　住民の意見を反映する協議体制の確保

住民代表の選定は、影響を受ける地域の住民組織、事業所と協議し、透明性を確保した方法で行うこと。開発に懸念を示す住民及び事業所の意見も反映できる体制とすること。

三者による協議会を設置し、定期的な開催に加え、問題が生じた場合には臨時に協議できる仕組みを設けること。

3　協定に盛り込む事項

協定には、少なくとも次の事項を明記すること。

（1）全体計画、建設・運用計画、設備仕様、電力・水利用等に関する継続的な情報提供並びに計画変更及び増設等を行う際の事前説明と協議。

（2）騒音・低周波音、振動、排熱・周辺気温、排水その他生活環境への影響に関する継続的な測定及び結果の公表。併せて、現時点の環境状況を速やかに把握し、稼働前後の比較ができる仕組みの確保。

（3）測定地点、方法、頻度、評価基準及び費用負担の明確化並びに住民の意見及び事業者から独立した専門家の知見の反映。

（4）基準超過又は生活環境への影響が確認された場合の原因調査、改善措置、対応期限及び改善効果の確認。

（5）災害、火災、事故その他緊急時における住民及び市への迅速な情報提供、被害拡大防止並びに防災協力。

（6）住民からの意見、要望及び苦情を直接受け付ける常設窓口の設置並びに対応記録の作成と協議会への報告。

（7）自然環境及び生態系の保全、雨水・排水対策並びに周辺道路及び通学路の安全確保。

4　協定の継続性及び履行の確保

協定には、各当事者の役割と責任、有効期間、事業譲渡又は運営主体変更時の承継、協定違反時の対応及び見直し手続を定めること。

協定及び協議会の議事概要は原則として公開し、非公開とする部分については、その理由を明らかにすること。

また、市による履行確認及び改善要求の手続を明記し、協定が継続して守られる仕組みを確保すること。

以上

参考

南砺市：三者協定の締結と内容
https://www.city.nanto.toyama.jp/soshiki/shokokigyoritchi/7142.html?utm_source=chatgpt.com

伊万里市：「４．今後の進め方について」に三者協定の締結予定を記載

https://www.city.imari.lg.jp/27206.htm?utm_source=chatgpt.com

北九州市：令和８年 10 月 15 日市長会見で協議会設置方針を説明

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/k8400550_00073.html?utm_source=chatgpt.com